

<当所の一時支援金・月次支援金の申請に係る事前確認の対応について>

※2021.5.11 更新

○事前確認の受付について

受付対象は会員・非会員問わず小樽市内に本店を置く事業所のみです。

当所の一時支援金の申請に係る事前確認の受付（事前確認の予約並びに確認業務）は5月27日（木）をもって終了いたします。国の一時支援金の申請受付期間は5月31日（月）までとなっておりますので、申請をお考えの方は、お早めにご対応ください。

1. 事前確認は予約制となっており、対面形式での対応となりますので予めご了承ください。予約なくお越しいただいても受付できません。
2. メールでのお問合せ、ご予約は承っておりませんので、電話にて予約願います。
3. 事前確認にあたっては「申請 ID」が必要となります。事前に、一時支援金・月次支援金ポータルサイトにて登録を行い「申請 ID」の取得をお願いします。
※月次支援金ポータルサイトは6月以降の予定です。
4. 一時支援金・月次支援金（6月以降はじめて申請される方、事前確認の対応は詳細が発表され次第、当所本HPに掲載）の申請に係る事前確認は下記の必要書類等が必要となります。
 - (1) 必要書類
 - ①一時支援金・月次支援金事務局から発行された申請ID、法人番号等
 - ②税務署の收受印の付いた2019年1月を期間内に含むものの以降、全ての確定申告書の控え
※電子申請の場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控え
 - ③2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類 売上台帳、請求書、領収書等
※帳簿書類は日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されている書類及びそれに関連した領収書や請求書等
 - ④2019年1月以降の事業の取引に用いている通帳
 - ⑤代表者又は個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書
 - ⑥本人確認書類
※「運転免許証両面」、「マイナンバーカード 表面のみ」、「写真付きの住民基本台帳カード表面のみ」、「在留カード」・「特別永住者証明書」・「外国人登録証明書」（在留資格が特別永住者のものに限る）、「住民票の写し及びパスポート」のいずれか

⑦法人の場合 履歴事項全部証明書

⑧法人の場合で、事前確認を従業員に委任する場合 委任状及び受任者の本人確認書類

※個人事業主の場合、本人申請が原則のため、事前確認を家族、従業員などに委任することはできません。

(2) 予約方法

下記まで事前にお電話にてご予約の上、お越してください。予約なくお越しいただいても受付できません。

受付期間：5月27日（木）まで

受付時間：9時～12時、13時～16時（※土日祝日は除く）

電話番号：0134-22-1177

(3) 注意事項

①必要書類が準備できない、あるいは必要書類に不備があるなど、当所で確認ができない場合には、受付出来ない場合があります。

②窓口では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用・アルコールによる手指消毒をお願いしております。また、発熱などの症状がある方に関しては、受付をお断わりさせていただく場合があります。

5. 本支援金制度の詳細や給付対象であるか否か等の質問は、

一時支援金HP (https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)

月次支援金HP (https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

記載の「一時支援金・月次支援金事務局相談窓口（電話番号：0120-211-240）にお問合せください。